

介護保険は、老後の安心をみんなで支える制度です

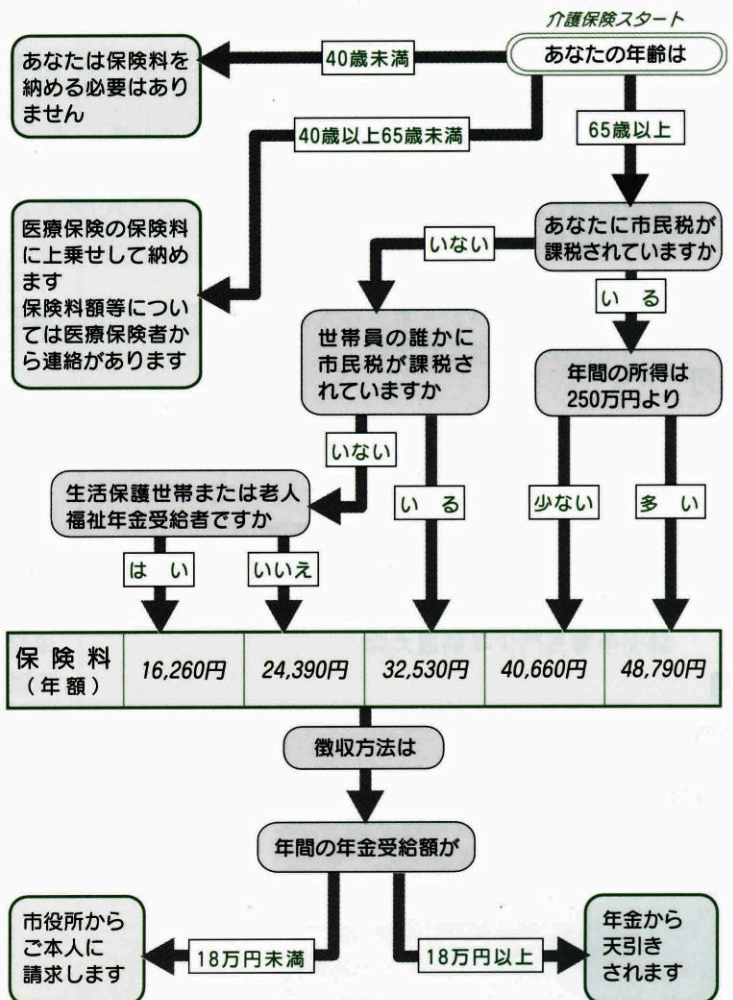
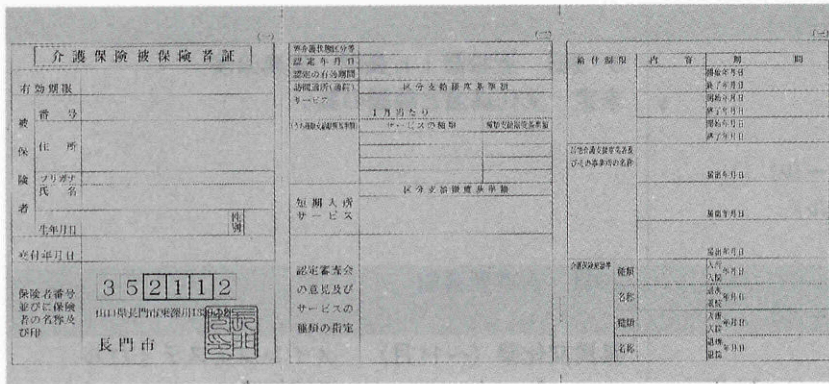
介護保険が 始まりました



介護保険被保険者証

原則として第1号被保険者にお渡しします。これは介護保険の被保険者の証明書となり、要介護認定の申請の手続きから介護サービス利用の際に必要となりますので、大切に保管してください。

また、要介護認定の申請時には、要介護認定申請書などと一緒に被保険者証の提出が必要です。その際、被保険者証と引き換えに資格者証をお渡しします。



介護保険料の納め方

第1号被保険者 (65歳以上)

- ・ 年金が1年に18万円以上の人
- ・ 年金の定期支払いの際にあらかじめ差し引かれます。
- ・ 年金が1年に18万円未満の人
- ・ 口座振替、納入通知書などで納めます。
- 基準額は、年額32,530円
- ・ この基準額をもとに負担が重くならないように次の5段階に調整されます。
- ・ 老齢福祉年金及び生活保護受給者
- ・ 基準額×0.5
- ・ 世帯全員が住民税非課税の場合
- ・ 基準額×0.75
- ・ 本人が住民税非課税の場合

第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)

- ・ 市民税課税 (所得金額250万円未満)
- ・ 基準額×1.0
- ・ 市民税課税 (所得金額250万円未満)
- ・ 基準額×1.25
- ・ 住民税課税 (所得金額250万円以上)
- ・ 基準額×1.5
- ・ ※国の特別対策として、平成12年10月から徴収されます。また、その後の1年間は半額になります。
- 健康保険に加入している場合
- ・ 保険料は給料 (標準報酬) に応じて徴収されます。
- ・ 被扶養者は保険料を個別に納める必要はありません。
- ・ 保険料は原則として半分を事業主が負担